

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ  
傘下の事業主が雇用する労働者に訓練を実施する事業主団体の皆さまへ

# 人材開発支援助成金のご案内

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

企業の人材育成と労働者の職業能力開発のために、ぜひ、ご活用ください。

本パンフレットと併せてホームページをご覧くださいか、お近くの都道府県労働局へ（一部ハローワークでも対応）お問い合わせください。

## ◆インターネットでの検索

## ◆ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

## ◆都道府県労働局

「都道府県労働局一覧」（裏表紙）をご覧ください。

## 注意事項

- ・この助成金は、全額事業主負担である雇用保険二事業で行われています。支給対象事業主及び事業主団体等は雇用保険適用事業所であることが必要です。
- ・この助成金の活用後、実施した職業訓練の効果や導入した人材育成制度の定着状況を確認する場合があります。



# 15 受給手続きの流れ

## ● 特定訓練コース及び一般訓練コースに共通して必要な手続き\*1

- ・「事業内職業能力開発計画\*1」の策定
- ・上記事業内職業能力開発計画を基に事業主は「年間職業能力開発計画(様式3号)」、事業主団体等は「訓練実施計画書(団体様式3号)」の策定
- ・「職業能力開発推進者」の選任

\*1 雇用する労働者の職業能力の開発及び向上を段階的かつ体系的に行うために事業主が作成する計画であり、様式は任意です。

### 注意

訓練計画届を提出後、訓練の内容(訓練カリキュラムや総訓練時間数、受講者数(受講者名を含む)、Off-JTに係る予定日や実施日など)を変更する場合は変更等が生じた日から訓練開始後7日以内までに訓練実施計画変更届(様式2号)に新たな年間職業能力開発計画(様式3号)を添えて提出してください。訓練実施計画変更届(様式2号)の提出がなく変更された訓練については助成対象外となります。

## ● 特定訓練コース(特定分野認定実習併用職業訓練、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練除く)

## ● 一般訓練コース

### ① 訓練計画の作成・提出

#### ● 訓練計画の作成

申請主体が事業主の場合は従業員に対して、申請主体が事業主団体の場合は傘下の事業主に雇用される労働者に対して実施する訓練計画を作成。

- ・ 特定訓練コースは1コースの訓練時間が10時間以上必要
  - ・ 一般訓練コースは1コースの訓練時間が20時間以上必要
  - ・ 訓練の形式がOff-JTであること
- #### ● 「事業内職業能力開発計画」の策定、「職業能力開発推進者」の選任が必要
- #### ● 訓練開始日の前日から起算して1か月前までに「訓練実施計画届(様式1号)」と、必要な書類(P.23~25参照)の労働局への提出が必須となります。また、申請手続きは雇用保険適用事業所単位となります。



### ② 訓練の実施

- 事業所内で内部・外部講師によって行われる訓練、教育訓練施設で実施される訓練など



### ③ 支給申請書の提出

- 訓練終了後2か月以内に「支給申請書」と、必要な書類(P.26~28参照)を労働局に提出



### ④ 助成金の受給

支給審査の上、支給・不支給を決定(審査には時間を要します)

# 18 特定訓練コース

特定訓練コースの助成メニューは以下の7種類

- Off-JTにより実施される訓練であること
  - 訓練時間が10時間以上であること（ただし④グローバル人材育成訓練のうち海外で訓練を実施する場合は30時間以上であること）
- が主な要件（その他の詳しい要件は各メニューのページにてご確認ください）となっています。

- ①労働生産性向上訓練
- ②若年人材育成訓練
- ③熟練技能育成・承継訓練
- ④グローバル人材育成訓練
- ⑤特定分野認定実習併用職業訓練
- ⑥認定実習併用職業訓練
- ⑦中高年齢者雇用型訓練

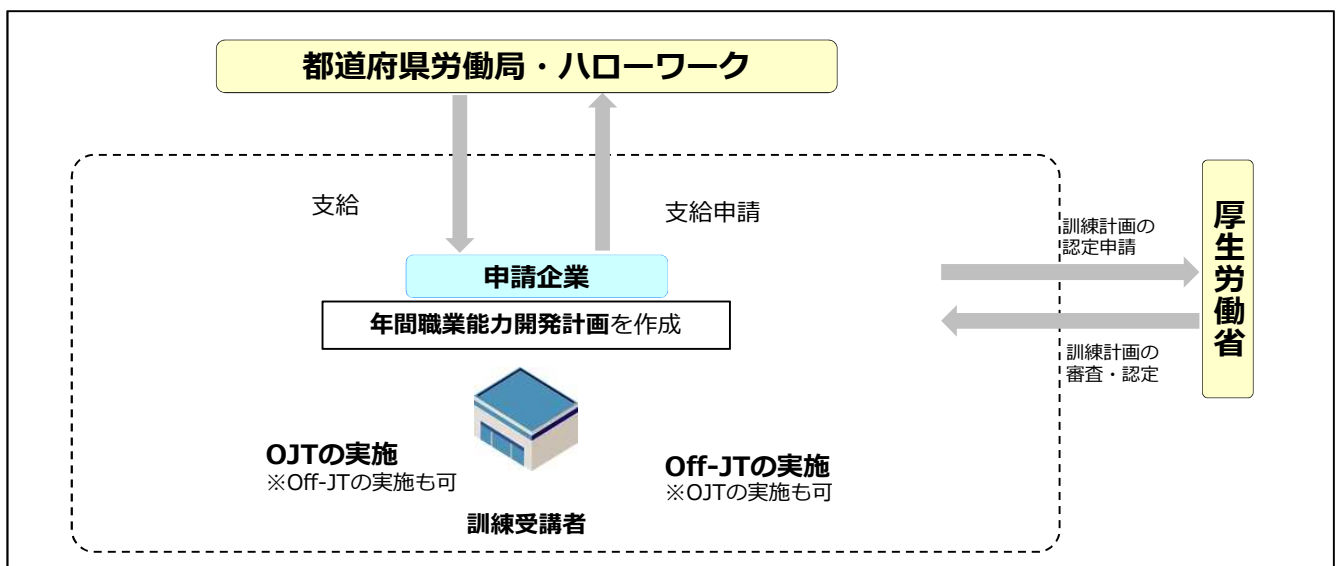
また、⑤の訓練については訓練の種類が下記の3つあり、事業所の状況に応じて選ぶことができます。そのため、上記⑤の訓練については、まず下記の訓練の種類を選んでから訓練計画を作成してください。（⑥、⑦は下記の⑦の種類のみ）

## 「訓練の種類」

- ㊦ 企業単独型訓練   ㊧ 企業連携型訓練   ㊨ 事業主団体等連携型訓練

### 【㊦ 企業単独型訓練】

企業が単独で雇用する労働者に実習（OJT）と座学（Off-JT）を組み合わせた訓練を実施



## ① 労働生産性向上訓練

下記で掲げている労働生産性の向上に資する訓練を実施することで助成が受けられる訓練メニューです。

訓練対象者	申請事業主または申請事業主団体等の構成事業主において雇用保険の被保険者
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Off-JTにより実施される訓練であること</li> <li>● 実訓練時間が10時間以上であること</li> <li>● 労働者に次の①から⑥までのいずれかの訓練等を受けさせること。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）や職業能力開発大学校等で実施する高度職業訓練※1</li> <li>② 中小企業等経営強化法において認定された事業分野別経営力向上推進機関が行う訓練※2</li> <li>③ 中小企業大学校が実施する訓練等</li> <li>④ 厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した専門実践教育訓練※3</li> <li>⑤ 生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練等</li> <li>⑥ 当該分野において労働生産性の向上に必要な不可欠な専門性・特殊性が認められる技能に関する訓練（喀痰吸引研修）</li> </ol> <p>※1 各都道府県に設置されている職業能力開発センター（ポリテクセンター）で実施している在職者へ実施する訓練や、職業能力開発大学校で行っている専門課程及び応用課程等の訓練等。</p> <p>※2 事業主または事業主団体等が、中小企業等経営強化法において事業分野別経営力向上推進機関と認定され、さらに事業分野別経営力向上推進業務として行う事業分野別指針に定められた事項に関する研修として行う訓練です。詳しくは下記URLをご参照ください。 ・中小企業庁HP「経営強化法による支援」 <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/">http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/</a></p> <p>※3 専門実践教育訓練は下記URLをご確認ください <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000058607.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000058607.html</a></p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務命令によって、従業員に対して④専門実践教育訓練を受講させる場合、訓練経費を従業員に負担させた事業主は支給対象外となります。</li> <li>○ 従業員の申し出による自発的④専門実践教育訓練の受講を支援する場合、訓練実施期間中に負担した従業員の賃金及び経費が支給対象となります。</li> </ul>

## ② 若年人材育成訓練

訓練開始日において、雇用契約締結後5年以内で35歳未満の若年労働者に対する訓練を実施した場合に助成が受けられる訓練メニューです。

訓練対象者	申請事業主または申請事業主団体等の構成事業主において雇用契約締結後5年以内かつ35歳未満の雇用保険の被保険者
基本要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Off-JTにより実施される訓練であること（事業主自ら企画・実施する訓練、または教育訓練機関が実施する訓練）</li> <li>● 実訓練時間が10時間以上であること</li> </ul>
実施訓練例	<p>基幹人材として必要な知識・技能を順次習得させる訓練 （1年目：プレス加工基礎研修、2年目：金型図面の見方研修 3年目：溶接技能研修）</p>